

太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 1 号

太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 3 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。